

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について

このたび本県に出されていた緊急事態宣言が5月31日(月)まで延長となりました。県立学校でも部活動を含め、感染者が増えています。

つきましては、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、これまで県立学校内で生じた感染の疑いのある要因のうち、特にマスクの着用が疎かになる下記の場面について再度、感染防止対策を徹底願います。

一方で、教育活動が消極的とならないよう、安全安心のもと、昨年度からの創意工夫を活かしながら取り組むことも併せて願います。

なお、今後の感染状況によっては、部活動を含め、活動エリア等を再検討することを申し添えます。

記

- 1 マスクの着用が疎かになる場面
 - ・登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
 - ・学習塾など習い事の行き帰り時
- 2 教育活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

引き続き、県外活動(修学旅行を含む)は行わない、校外から大人数を呼び込むような校内行事(オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等)は、原則自粛などを基本に取り組むこと
- 3 部活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施できること、今月末から始まる高校総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点を守り活動すること

 - (1) 平日(4日)
 - ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内(校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点に該当する施設含む)のみ活動を実施する。
 - ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - ・活動時間は2時間以内とする。
 - (2) 土日
 - ・原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習(合宿等、宿泊を伴う活動は除く)は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。
- 4 心のケア

宣言の延長が児童生徒の心のケアに影響することが懸念されることから、相談時間を延長しているSNS 悩み相談をはじめ相談窓口を積極的に活用することを促すこと

(電子メール施行)
教体第1137号
令和3年5月10日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について

このたび本県に出されていた緊急事態宣言が5月31日(月)まで延長となりました。このことを受けて、今後の教育活動について、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うようお願いします。

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」

(令和3年5月7日付け教体第1137号)にかかわるQA

令和3年5月7日

○ 文化部活動に関すること

※下線部が前回から更新した部分です。

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

- A 全国高等学校文化連盟、兵庫県高等学校文化連盟が主催する大会、吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、日本教育音楽協会などの団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール、全国高等学校放送コンテスト等）とします。
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」として

います。
発表会等の実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。

実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

- A 緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については「校内（校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点到該当する施設含む）のみの活動」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」として

います。
実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

また、文化祭における文化部活動の発表等については、上記Q2の発表会等に準じるものと考えています。実施に向けた文化部活動の練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限の活動にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた市町組合立中学校及び
義務教育学校（後期課程）における対応について」
（令和3年5月7日付け教体第1137号）にかかわるQA

令和3年5月7日

※下線部が前回から更新した部分です。

○ 文化部活動に関すること

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

A 兵庫県中学校教育研究会が主催する大会、
吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、
日本教育音楽協会等の団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール等）、
地区写生大会等の地方公共団体が主催するもので、かつ学校教育活動として行われるものとします。
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。

発表会等の実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。

実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については「校内（校内に活動拠点が無い場合は、活動拠点到該当する施設含む）のみの活動」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願います。

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。

実施する場合は校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。

また、文化祭における文化部活動の発表等については、上記Q2の発表会等に準じるものと考えています。実施に向けた文化部活動の練習を期間内で設定する場合は、「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」参加に伴う練習を行う場合に準じることとし、最小限の活動にとどめるよう留意してください。

判断に迷われる場合は、ご相談ください。